

亀山市告示第142号

亀山市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業実施要綱を次のように定める。

令和3年6月30日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給要領（令和3年6月11日付け社援発0611第7号厚生労働省社会・援護局長通知）に基づき、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、既に総合支援資金の再貸付が終了するなどにより特例貸付を利用できない世帯に対し、就労による自立を図るとともに、それが困難な場合には円滑に生活保護の受給へつなげるために実施する亀山市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業（以下「自立支援金支給事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 常用就職 期間の定めのない労働契約又は期間の定めが6月以上の労働契約による就職をいう。
- (2) 職業訓練受講給付金 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号）第7条第1項に規定する職業訓練受講給付金をいう。
- (3) 市の住民基本台帳に記録されている者等 市の住民基本台帳に記録されている者又は市の住民基本台帳に記録されていないが、配偶者等からの暴力を理由に避難し、当該配偶者等と生計を別にしている者であって市に居住していると市長が認める者をいう。

(支援金の名称)

第3条 この告示により支給する支援金の名称は、亀山市新型コロナウイルス感染症生

活困窮者自立支援金（以下「自立支援金」という。）という。

（支給対象者）

第4条 自立支援金の支給対象者（第12条において「支給対象者」という。）は、市の住民基本台帳に記録されている者等であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、市以外の市町村（特別区を含む。）において自立支援金に相当する給付を受けている者を除く。

（1）次に掲げるアからエまでのいずれかに該当する者

ア 都道府県社会福祉協議会が実施する緊急小口資金等の特例貸付における総合支援資金の再貸付（以下「再貸付」という。）を受けた者であって、自立支援金の申請をする日（以下「申請日」という。）の属する月の前月まで当該再貸付の最終借入月が到来している者

イ 再貸付を受けている者であって、申請日の属する月が当該再貸付の最終借入月である者

ウ 都道府県社会福祉協議会に対して再貸付の申請をしたが、申請日以前に不承認の決定となっている者

エ 都道府県社会福祉協議会に再貸付の申請を行うために、生活困窮者自立支援法施行規則（平成27年厚生労働省令第16号）第9条に規定する者（以下「自立相談支援機関」という。）に相談等を行ったにもかかわらず支援の決定を受けることができず、申請日以前に再貸付の申請をできなかった者

（2）申請日の属する月において、その属する世帯の生計を主として維持している者

（3）申請日の属する月における申請者（自立支援金の申請をしようとする者をいう。

以下同じ。）及び申請者と同一の世帯に属する者（以下「申請者等」という。）の収入の合計額が、申請日の属する年度分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）が課されていない者の収入の額に12分の1を乗じて得た額（以下「基準額」という。）及び昭和38年厚生省告示第158号（生活保護法による保護の基準を定める等の件）による住宅扶助基準に基づく額（第11条第1項第2号において「住宅扶助基準に基づく額」という。）を合算した額以下であること（第8条第2項において「収入要件」という。）が提出書類等により証明することが可能である者

(4) 申請日における申請者等の所有する金融資産（金融機関に対する預貯金及び現金をいい、債券、株式、投資信託、生命保険、個人年金保険等を除く。）の合計額が、基準額の6倍に相当する額（100万円を超える場合は、100万円）以下であること（第8条第2項において「資産要件」という。）が提出書類等により証明することが可能である者

(5) 次のいずれかに該当する者

ア 公共職業安定所に求職の申込みをし、常用就職を目指し、次に掲げる求職活動を行う者

(ア) 月1回以上、自立相談支援機関の面接等の支援を受けること。

(イ) 月2回以上、公共職業安定所で職業相談等を受けること。

(ウ) 原則週1回以上、求人先へ応募を行い、又は求人先の面接を受けること。

イ 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護（以下「生活保護」という。）を申請し、当該申請に係る処分が行われていない状態にある者

(6) 生活保護費又は職業訓練受講給付金を現に受給していない者

(7) 偽りその他不正の手段により再貸付の申請を行っていない者

2 前項第5号アの常用就職を目指す求職活動は、自立支援金の支給期間中、誠実かつ熱心に行わなければならない。ただし、支給期間中に生活保護を申請し、当該申請に係る処分が行われていない間については、この限りではない。

（自立支援金の額等）

第5条 自立支援金の額は、1月当たり、次の各号に掲げる申請者等の数の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 1人 6万円

(2) 2人 8万円

(3) 3人以上 10万円

2 自立支援金は1月ごとに支給し、その支給期間は、3月を限度とする。

（自立支援金の申請）

第6条 申請者は、令和3年8月31日までに、亀山市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 申請者の個人番号カード、運転免許証又は在留カードの写しその他の本人確認が

できる書類

- (2) 亀山市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金申請時確認書（様式第2号。以下「確認書」という。）
- (3) 再貸付に係る借用書の写しその他の第4条第1号に該当することを証する書類
- (4) 申請者等のうち、収入がある者についての申請日の属する月の収入が確認できる書類の写し
- (5) 申請者等の申請日において有している金融機関の口座の通帳等の写し
- (6) 第4条第5号アに該当する場合にあっては、公共職業安定所から交付を受けた求職受付票（ハローワークカード）の写し
- (7) 第4条第5号イに該当する場合にあっては、生活保護の申請を行っていることを確認できる書類の写し
- (8) 自立支援金の振込先の金融機関の口座の通帳等の写し

2 市長は、前項各号に掲げる書類以外の書類による確認が必要であると認めるときは、申請者に対し、必要な書類の追加提出を求めるものとする。

3 申請書の提出及び前項の規定による必要な書類の追加提出は、窓口への持参又は郵送により行うものとする。

（公共職業安定所への求職申込み等）

第7条 市長は、公共職業安定所への求職申込みを行っていない申請者に対して、申込みを指示するものとする。ただし、申請者が生活保護を申請し、当該申請に係る処分が行われていない間については、この限りではない。

2 申請者は、公共職業安定所から交付を受けた求職受付票（ハローワークカード）の写しを市長に提出しなければならない。

（自立支援金の支給決定等）

第8条 市長は、申請書、第6条第1項各号に掲げる添付書類及び同条第2項の規定により追加提出を求めた必要書類に基づき自立支援金の支給の可否を審査し、支給と決定した場合は亀山市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給決定通知書（様式第3号）により、不支給と決定した場合は亀山市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金不支給決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、収入要件又は資産要件の審査に当たっては、必要に応じて、申請者の収入

及び資産の状況について、確認書に基づき、銀行等に報告を求めるものとする。

(自立支援金の給付)

第9条 自立支援金の支給は、申請者を名義人とする金融機関（全国銀行資金決済ネットワークに接続されている日本国内金融機関に限る。）の口座に振り込むものとする。

(常用就職及び就労収入の報告)

第10条 受給者（自立支援金の支給が開始された者をいう。以下同じ。）は、常用就職したときは、市長に報告しなければならない。

2 前項の報告を行った受給者は、当該報告を行った月以降、収入額を確認することができる書類を、毎月、市長に報告しなければならない。

(自立支援金の支給の中止)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、自立支援金の支給を中止するものとする。

(1) 受給者が第4条第2項の規定に違反していることが判明した場合

(2) 受給者が常用就職した場合であって、当該就職に伴い当該者の収入額が基準額及び住宅扶助基準に基づく額を合算した額を超えた場合

(3) 虚偽の申請等不適正な受給に該当することが明らかになった場合

(4) 受給者が禁錮刑以上の刑に処された場合

(5) 受給者又は受給者と同一の世帯に属する者（以下「受給者等」という。）が亀山市暴力団排除条例（平成23年亀山市条例第1号）第2条第2号に規定する暴力団員と判明した場合

(6) 受給者が生活保護費を受給した場合

(7) 受給者が職業訓練受講給付金を受給した場合

(8) 受給者が偽りその他不正の手段により再貸付の申請を行ったことが明らかになった場合は

(9) 前各号に定める場合のほか、受給者の死亡その他自立支援金を支給することができない事情が生じた場合

2 市長は、前項の規定により自立支援金の支給を中止した場合は、亀山市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給中止通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

(不当利得の返還)

第12条 市長は、自立支援金の給付を受けた後に支給対象者の要件に該当しなくなった者又は偽りその他不正の手段により自立支援金の支給を受けた者に対し、既に支給した自立支援金の返還を求めるものとする。

(譲渡又は担保の禁止)

第13条 自立支援金の支給を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

(関係機関との連携等)

第14条 市長は、自立支援金の支給の決定のために特に必要と認めるときは、確認書で取得している同意の範囲内で、官公署その他の関係機関に対し、支給の決定のために必要な資料の提供を求めることができるものとする。

2 市長は、受給者等の状況等について社会福祉協議会、自立相談支援機関及び福祉事務所と情報共有その他の連携を図ることにより、事業の円滑な実施及び自立支援金の支給期間終了後の支援への円滑な移行に努めるものとする。

(その他)

第15条 この告示に定めるもののほか、自立支援金支給事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

亀山市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給申請書

フリガナ	
①氏名	
②生年月日	昭和・平成 年 月 日 満（ ）歳
③住所	
④電話番号	

⑤次の1から4までのいずれかの場合であること（1～4のいずれかに該当する数字を○で囲んだうえ、該当する方に記載）
 ※記載内容については、社会福祉協議会又は自立相談支援機関に照会させていただくことがあります。

1 総合支援資金の再貸付を受け終わった

受けていた時期	令和3年 月 ～ 月
再貸付を受けていた 社会福祉協議会	

2 総合支援資金の再貸付が借入最終月である

受けている時期	令和3年 月 ～ 月
再貸付を受けている 社会福祉協議会	

3 総合支援資金の再貸付を申請したが、不承認となった

申請した時期	令和3年 月 日（頃）
再貸付を申請した 社会福祉協議会	

4 総合支援資金の再貸付の申請のために必要な、自立相談支援機関による支援の決定を受けることができず、再貸付の申請をできなかった

相談した時期	令和3年 月 日（頃）
再貸付を相談した 自立相談支援機関	

⑥世帯の生計を主として維持している者であること（右欄にチェック）

⑦申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入及び預貯金が次のとおりであること

フリガナ					合計
氏名					
続柄	本人				
生年月日					
収入（月額）	円	円	円	円	円
預貯金等	円	円	円	円	円

※申請日の属する月の収入（月額）が確実に推計できる場合はその額を、変動あるときは収入の確定している直近3か月間の平均収入を記載する。雇用保険の失業等給付、児童扶養手当等各種手当も合算する。

上記の申立事項に相違なく、亀山市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の支給を申請します。

年 月 日

亀 山 市 長 様

申請者氏名

【受取口座記入欄】（長期間入出金のない口座を記入しないでください。）

金融機関名 (ゆうちょ銀行を除く。)	支店名	口座の種類	口座番号 (右詰めでお書きください)	口座名義 (カナ)
1. 銀行 4. 信連 2. 金庫 5. 農協 3. 信組 6. 漁協 7. 信漁連	本・支店 本・支所 出張所	1. 普通 2. 当座	
金融機関コード	支店コード			

※ゆうちょ銀行の場合は、「振り込み用の店名・預金種目・口座番号（7桁）」（通帳見開き下部に記載）をご記入ください。

（注 意 事 項）
 申請内容は正しく記載してください。偽りその他不正の行為によって亀山市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金を受けたり、又は受けようとしたときは、不当利得として返還請求されることとなります。また、不正の内容が悪質な場合には、刑事告発を行うことがあります。

申請時の添付書類

- 1 本人及び世帯構成の確認書類
 - マイナンバーカード、運転免許証、在留カード等の写し
 - 2 【申請書の申立事項⑤の1、2に該当する方】
 - ① 再貸付の借用書（控）の写し（再貸付の貸付決定通知書の写しでも可）
 - ② 再貸付の振込状況がわかる通帳（※1）の写し
 - ③ ①が用意できない場合（※2）は、再貸付不承認・過去借入状況申告書
【申請書の申立事項⑤の3に該当する方】
 - ① 再貸付の不承認通知の写し
 - ② ①が用意できない場合（※2）は、緊急小口資金及び総合支援資金の貸付の借入状況がわかる通帳（※1）の写し及び再貸付不承認・過去借入状況申告書
【申請書の申立事項⑤の4に該当する方】
 - ① 申告書
 - ② 緊急小口資金及び総合支援資金の貸付の借入状況がわかる通帳（※1）の写し
 - 3 収入関係書類
 - 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のうち、収入がある者についての申請日が属する月の収入が確認できる書類の写し
 - 4 金融資産関係書類
 - 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の、申請日時点の金融機関の通帳（※1）の写し
 - 5 求職活動関係書類（①と②はいずれか一方の提出で可）
 - ① 公共職業安定所から交付を受けた求職受付票（ハローワークカード）の写し
 - ② 生活保護を申請中である場合は、保護申請書の写し（保護の実施機関の受領印があるもの）
 - 6 振込先口座（※1）が分かる書類
 - 通帳の該当部分の写し等
- ※1 電子的にのみ管理している場合（いわゆるweb通帳の場合）はその画面の写しで可
※2 社会福祉協議会から発行された書類が用意できない場合には、社会福祉協議会に対し、書類の再交付を受けること等は不要であること

亀山市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金申請時確認書 誓約事項

- 1 受給中、次に掲げる求職活動等要件を満たすこと。
 - ①月1回以上、自立相談支援機関の面接等の支援を受ける。
 - ②月2回以上、公共職業安定所で職業相談等を受ける。
 - ③原則週1回以上、求人先へ応募を行う、又は求人先の面接を受ける。
※生活保護を申請し、当該申請に係る処分が行われるまでの間は、この限りではない。
- 2 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者（以下「申請者等」という。）のいずれもが生活保護費又は職業訓練受講給付金を受けていないこと。
- 3 申請者等のいずれもが他の自治体に対し亀山市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金に相当する支援金を申請していないこと。
- 4 申請者等のいずれもが暴力団員ではないこと。また、受給期間中においても暴力団員にならないこと。
- 5 偽りその他不正の行為によって亀山市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金を受給したり、又は受けようとした場合は、不当利得として返還すること

同意事項

- 1 次のいずれかに該当した場合、支給が中止されること。
 - ① 所要の求職活動等を行わない場合
 - ② 亀山市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金受給者（以下「受給者」という。）が常用就職に伴い得られた収入が、収入要件に該当しない場合。また、そのことを市に報告しない場合
 - ③ 申請内容に偽りがあった場合
 - ④ 支給決定後、受給者又は受給者と同一の世帯に属する者（以下「受給者等」という。）が暴力団員と判明した場合
 - ⑤ 支給決定後、受給者等が禁固刑以上の刑に処された場合
 - ⑥ 支給決定後、受給者等が生活保護費を受給した場合
 - ⑦ 支給決定後、受給者等が職業訓練受講給付金を受給した場合
 - ⑧ 支給決定後、受給者等が、偽りその他不正の手段により再貸付の申請を行ったことが明らかになった場合
 - ⑨ 支給決定後、受給者等が他の自治体から亀山市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金に相当する支援金を受給した場合
- 2 支給要件の確認に必要な範囲で、申請者等の資産、収入、緊急小口資金等の特例貸付、職業訓練受講給付金、生活保護の利用状況等につき、官公署、社会福祉協議会、自立相談支援機関又は銀行その他の関係機関（以下「関係機関」という。）に照会すること。
また、市の照会に対し、関係機関が報告することについて、申請者等が同意している旨を関係機関に伝えること。
- 3 生活支援や、適正な公的給付等の実施に必要な範囲で、受給者の情報について、社会福祉協議会、自立相談支援機関及び福祉事務所に提供すること。

年 月 日
亀山市長 様
上記誓約事項及び同意事項について確認の上、誓約及び同意します。
申請者住所 申請者氏名

確認事項（次に該当する場合はチェックを入れること）

- 仕事以外の生活上の困り事について支援の希望がある。
- 生活保護の相談の希望がある。

第 号
年 月 日

様

亀山市長 櫻井 義之

亀山市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給決定通知書

年 月 日付けで申請のあった亀山市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の支給について、下記のとおり支給と決定したので、亀山市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業実施要綱第8条第1項の規定により通知します。

記

- | | | |
|--------|----------------------|---|
| 1 支給額 | 月額 | 円 |
| 2 支給期間 | 令和3年 月から
令和3年 月まで | |

(注意事項)

- 亀山市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の受給期間中、次の①から③までの常用就職に向けた求職活動等を怠る場合には、支給を中止することがあります。
 - 毎月1回以上、自立相談支援機関の面接等の支援を受けること
 - 毎月2回以上、公共職業安定所で職業相談を受けること
 - 原則週1回以上、求人先へ応募を行う又は求人先の面接を受けること※なお、生活保護を申請し、当該申請に係る処分が行われるまでの間は、この限りではありません。

亀山市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の受給期間中は、毎月、実施主体に、①、②及び③の要件確認のため「求職活動状況報告書」、②の要件確認のため職業相談確認票並びに③の要件確認のため常用就職活動状況報告書を提出してください。
- 亀山市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の受給期間中に就職した場合には、「常用就職届」を提出してください。
- 常用就職している者については、収入額を確認することができる書類を、毎月亀山市に提出してください。

第 号
年 月 日

様

亀山市長 櫻井 義之

亀山市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金不支給決定通知書

年 月 日付けで申請のあった亀山市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の支給について、下記の理由により不支給と決定したので、亀山市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業実施要綱第8条第1項の規定により通知します。

記

不支給の理由

第 号
年 月 日

様

亀山市長 櫻井 義之

亀山市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給中止通知書

年 月 日付け亀 第 号で決定した亀山市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の支給について、亀山市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業実施要綱第11条第1項の規定により、下記のとおり中止するので、同条第2項の規定により通知します。

記

- 1 中止時期 年 月から
- 2 中止の理由